

北海道告示第 670 号

北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例（平成 17 年北海道条例第 10 号。以下「条例」という。）第 7 条第 1 号の規定により、知事が定める基準を次のとおり定め、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

平成 17 年 9 月 9 日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 交雑防止措置

条例第 2 条第 5 号に規定する研究ほ場又は条例第 4 条に規定するほ場等（以下これらを「栽培ほ場」という。）において栽培される別表第 1 欄に掲げる遺伝子組換え作物の区分に応じ同表当該第 2 欄に定める同種作物及び同表当該第 3 欄に定める交雑する可能性のある野生植物（以下「同種作物等」という。）との間に、当該栽培ほ場において栽培される同表第 1 欄に掲げる遺伝子組換え作物の区分に応じ同表当該第 4 欄に定める同種作物等と隔離すべき距離を確保しなければならない。ただし、同表に定める同種作物等と隔離すべき距離を確保することができない場合において、次の措置により適切に交雑を防止することができるときは、当該措置を執ることにより、これに代えることができる。

(1) 栽培ほ場と同種作物等との間の距離を最大限確保すること。

(2) 次の措置のうち 1 又は 2 以上の措置を執ること。

ア 開花前の摘花、植物体の除去その他の花粉の生成を防止する措置

イ 開花前の除雄、開花期の袋かけ、防風網又は防虫網による被覆、温室での栽培その他の花粉の飛散を防止する措置

ウ 開花期を重複させない栽培その他の時期的な隔離による措置

2 混入防止措置

次に掲げる措置を執らなければならない。ただし、栽培計画上明らかに必要のない措置については、この限りでない。

(1) 遺伝子組換え作物の種子又は種苗（以下「種子等」という。）は他の作物の種子等と、遺伝子組換え作物の収穫物は他の作物の収穫物と分別して管理すること。

(2) 遺伝子組換え作物の種子等の播種、育苗及び定植の準備を行う際には、他の作物の種子等に混入しないようにすること。

(3) 遺伝子組換え作物の種子等を管理している場所から栽培ほ場に運搬する際には、他の作物を栽培する場所へ種子等がこぼれ落ちないようにすること。

(4) 遺伝子組換え作物の種子等又は収穫物が鳥獣の食害により拡散しないようにすること。

- (5) 遺伝子組換え作物の栽培等に係る作業に使用する機械、器具及び設備（以下「機械器具類」という。）は、次のいずれかの措置を執ること。
- ア 遺伝子組換え作物の栽培等に係る作業には、専用の機械器具類を使用すること。
 - イ 遺伝子組換え作物の栽培等に係る作業の都度、分解して洗浄及び清掃を行うこと。
- (6) 遺伝子組換え作物の栽培等に係る作業に使用した機械器具類又は栽培作業に従事した者の衣類若しくは靴に付着した土又は遺伝子組換え作物が当該栽培ほ場の外部に流出しないようにすること。
- (7) 遺伝子組換え作物を収穫する際及び遺伝子組換え作物の収穫物を当該栽培ほ場から管理する場所に運搬する際には、当該栽培ほ場及び他の作物を栽培する場所に収穫物がこぼれ落ちないようにすること。
- (8) 栽培が終了した後の遺伝子組換え作物は、次に掲げる措置を執ること。
- ア 遺伝子組換え作物の収穫物以外の部分は、すべて当該栽培ほ場への鋤込み、焼却その他の措置により植物体が再生しないようにすること。
 - イ アの措置を行う場合において当該栽培ほ場の外に搬出する際には、他の区画へ当該遺伝子組換え作物がこぼれ落ちないようにすること。
- (9) (7)及び(8)の措置を執ったにもかかわらず、遺伝子組換え作物が自然に発芽する等植物体が再生したときは、開花前までに当該植物体を抜き去る等適切に処理すること。
- (10) 当該開放系栽培の終了後1年以内に当該栽培ほ場において同種の一般作物を栽培しようとする場合は、交雑又は混入を生じさせないように次のいずれかの措置を執ること。
- ア 当該開放系栽培において遺伝子組換え作物を開花前に除去すること。
 - イ 遺伝子組換え作物の収穫が終了した後、遅滞なく、当該栽培ほ場の表面を焼却すること。
 - ウ 遺伝子組換え作物の収穫が終了した後、遅滞なく、当該栽培ほ場の土壌を消毒することにより、当該栽培ほ場に残存する種子が発芽し得ないようにすること。
- (11) 条例第13条第1項第4号の措置として栽培する同種作物等については、(1)及び(4)の収穫物に係る部分並びに(5)から(9)までの措置を執ること。
- (12) 遺伝子組換え作物を栽培するほ場であること及び部外者の立入りができないことを明示するための看板その他の標識を設置すること。

3 特記事項

1及び2の措置を執るに当たって、当該栽培ほ場の地理的若しくは自然的条件その他の地域の特性又は当該遺伝子組換え作物の特性により交雑又は混入を防止するために必要とされる措置を執ること。

別表

遺伝子組換え作物	同種作物（人為的に管理されていないものを含む。）	交雑する可能性のある野生植物	同種作物等と隔離すべき距離	条 件
イネ	イネ（ <i>Oryza sativa</i> L.）	イネ（ <i>Oryza</i> ）属植物	300 m 以上（右欄の条件を満たすときは、52m 以上）	1 当該栽培ほ場から 300 m の範囲内において、出穂期（全穂数の 40～50% が出穂した日）の差を 2 週間以上確保する（栽培されるイネのうち最も早く出穂するものより 2 週間以上早く出穂させ、又は最も遅く出穂するものより 2 週間以上遅く出穂させる）よう植付けすること。 2 出穂期の差が 2 週間以上とならないときは、花粉の生成又は花粉の飛散を防止する措置を執ること。
ダイズ	ダイズ（ <i>Glycine max</i> L.、 <i>Glycine gracilis</i> Skv.）	ダイズ（ <i>Glycine</i> ）属植物	20m 以上	
テンサイ	テンサイ・飼料用ビート・食用ビート・フダンソウ（ <i>Beta Vulgaris</i> L.）	フダンソウ（ <i>Beta</i> ）属植物	2,000m 以上	
トウモロコシ	トウモロコシ（ <i>Zea mays</i> L.）、テオシント（ <i>Zea mays</i> subsp. <i>mexicana</i> ）	トウモロコシ（ <i>Zea</i> ）属植物	1,200m 以上	
ナタネ	西洋ナタネ・ナバナ等（ <i>Brassica napus</i> ）、ハクサイ・カブ・コマツナ・チンゲンサイ・ツケナ類等（ <i>Brassica rapa</i> ）、カラシナ・タカナ等（ <i>Brassica juncea</i> ）、カイラン（ <i>Brassica alboglabra</i> ）	アブラナ（ <i>Brassica</i> ）属植物	1,200m 以上（右欄の条件を満たす場合に限る。）	防虫網の設置その他の昆虫による花粉の飛散を防止する措置を執ること。

